

# 1月13日から施行！

## 「自筆遺言書」が変わります。

### 自筆証書遺言に関する見直し

#### 1. 見直しのポイント

自筆証書遺言の方式緩和 自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようにする。

#### 2. 現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

現行法の規律

遺言書の全文を自書する必要がある。

遺言書

【問題点】

全文の自書は相当な負担。  
(特に、財産が多数ある場合)



全部の手書きは…  
負担が重い

+

財産目録

財産目録も全文、  
自書しなければならない。

× パソコンで  
目録を作成  
× 通帳のコピー  
を添付

#### 3. 制度導入のメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

○ パソコンで目録を作成

○ 通帳のコピーを添付

遺言書

別紙目録一及び二  
の不動産を法務一郎  
に、別紙目録三及び  
四の不動産を法務花  
子に相続させる。

平成二十九年一月五日  
法務太郎 印

+

別紙目録

一 土地  
所在 東京都…  
地番 …  
地目 …  
地積 …

二 建物  
所在 東京都…  
家屋番号 …  
種類 …  
床面積 …

(↑PCで作成)

法務太郎 印

三 土地  
所在 大阪府…  
地番 …  
地目 …  
地積 …

四 建物  
所在 大阪府…  
家屋番号 …  
種類 …  
床面積 …

(↑PCで作成)

法務太郎 印

※財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 豊橋市下地町字横山45番地の1

TEL: 0532-53-5333(代) FAX: 0532-53-5118

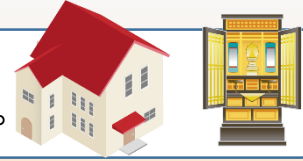
(平成31年1月レターズ)

# 法務局における遺言書の保管等に関する法律について

## ○自筆証書遺言に係る現状と課題

### 現状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



### 問題点

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・相続人により遺言書の廃棄, 隠匿, 改ざんが行われるおそれがある。
- ・これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



### 対応策

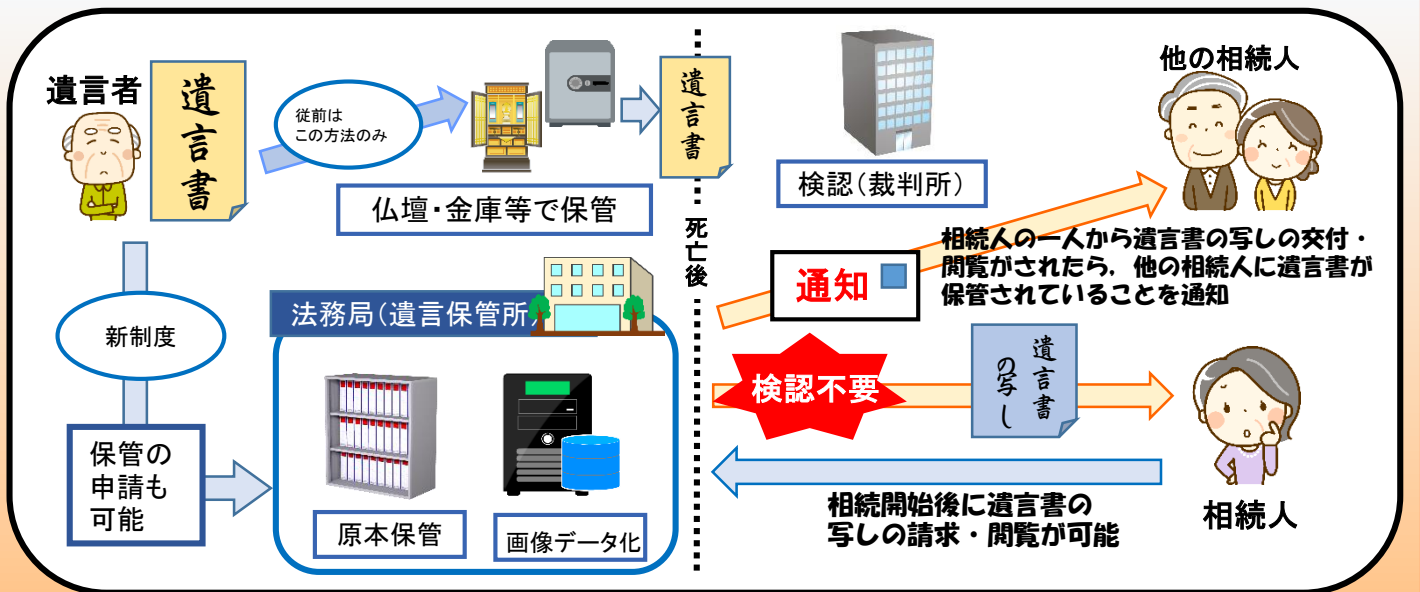
公的機関で遺言書を保管する制度を創設

#### 【法務局で保管する利点】

- ・全国一律のサービスを提供できる
- ・プライバシーを確保できる
- ・相続登記の促進につなげることが可能



## ○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



### 効果

遺言書の紛失や隠匿等の防止  
遺言書の存在の把握が容易



- ・遺言者の最終意思の実現
- ・相続手続の円滑化

